

令和5年度港区立小中学校給食代替者補助金のお知らせ

港区では、食物アレルギーや宗教等により学校給食の提供を受けることができない小・中学生の保護者に対し、教育費の負担を軽減し、教育環境の充実を図るために、補助金を交付します。補助金の交付を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、以下のとおりご申請ください（他の制度で給食費全額の給付を受けている場合は、対象外です）。

1 対象者

以下の（１）～（２）すべてに当てはまる保護者の方が対象となります。

- （１）お子様が、**令和5年度に港区立小・中学校に在籍**していること。
- （２）お子様が、食物アレルギー等の医師の診断又は宗教上の理由により**一切の給食提供を受けず弁当持参**をしていること。

※ 牛乳のみであっても、給食の提供を一部でも受けている場合は対象外となります。

※ 年度の途中で毎日弁当持参に切り替わった場合、または、給食の提供を受け始めた場合は、弁当を持参した期間のみが対象となります。

2 補助金額

補助金額については、令和5年9月1日～令和6年3月31日までの間の、学校の給食提供日における登校回数（弁当持参回数）に応じて決定します。

令和5年度の補助金額の1食単価は以下のとおりです。補助金額の1食単価は年度ごとに決定します。

※ 他の制度により給食費の補助・免除を受けている方は、その内容に応じ補助金額を調整します。

区分		令和5年度 補助金額（単価）	
小学校	低学年	1食	278円
	中学年	1食	304円
	高学年	1食	330円
中学校		1食	383円

3 申請受付期間

令和6年2月5日（月）～令和6年2月29日（木）

※ 申請受付期間以降に交付対象になった場合は、お問い合わせください。

4 申請の流れ

（１）申請書の受け取り

本制度対象となる方へ、港区教育委員会が申請書一式を送付します。

（２）申請手続き

下記の書類を港区教育委員会事務局学務課保健給食係に郵送またはご持参ください。

申請書は、【記入例】を参考にご記入ください。

- 【必須】① 令和5年度港区立小中学校給食代替者補助金交付申請書
② 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の写し
③ 振込先口座が確認できる書類（通帳の該当ページ等）の写し

※ 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに港区教育委員会へ変更届にて届け出てください。

(3) 申請書受付

港区教育委員会が申請書を受け取り、学校に弁当持参回数を確認します。

(4) 補助金の交付決定

交付決定通知書を送付します。

(5) 補助金額の確定・請求

交付額決定通知書を送付します。

あわせて請求書を同封しますので、港区教育委員会へご返送ください。

※ (1) 申請時の振込先口座から変更したい場合は、変更届にて届け出てください。

(4) 補助金の交付

補助者名義の銀行口座に、一括して振り込みます（4月中旬予定）。

年度途中で転入・転出した場合は、補助金額の調整（一部返還を含む）をします。

5	その他
---	-----

(1) 申請書等については、ホームページからダウンロードできます。

URLは、<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenkyushoku/kodomo/gakko/kyushoku/hojokin.html>

二次元バーコードからもご覧いただけます。⇒



(2) 令和6年度については、7月より申請開始予定です。対象となる方へは、改めてお知らせします。

6	問合せ・提出先
---	---------

港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課保健給食係

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号

電話 03 (3578) 2735～2737

受付時間 8:30～17:15（土・日曜日、祝日を除く）